二　特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が自らが採捕した法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

三　特定第一種水産動植物等取扱事業者が自らが養殖した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

四・五　（略）

（変更等の届出）

第三十四条　法第十一条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　法第十一条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う特定第一種水産動植物等取扱事業者にあっては、第十五条第一号に掲げる番号

四～六　（略）

2　法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　法第十一条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う特定第一種水産動植物等取扱事業者にあっては、第十五条第一号に掲げる番号

四　（略）

第二節　輸出の規制に関する措置

（適法漁獲等証明書の交付の申請等）

第三十五条　法第十三条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～八　（略）

2　法第十三条第二項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項又は法第九条に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二　（略）

3　（略）

4　法第十三条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

5　法第十三条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

6　適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣（指定交付機関が交付事務を行う場合にあっては、当該指定交付機関。次項において同じ。）に届け出なければならない。

（新設）

二・三　（略）

（変更等の届出）

第二十三条　法第八条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　法第八条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　第十五条第一号に掲げる番号

四　（略）

（新設）

（適法漁獲等証明書の交付の申請等）

第二十四条　法第十条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二　（略）

3　（略）

4　法第十条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

5　法第十条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

6　適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。